

第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画（案）に係る修正案の新旧対照表

頁	修正前	修正後
1	第1章 計画策定の経緯 1 計画策定の趣旨 (最終段落) 今般、第2期計画の計画期間が終了することに伴い、第2期計画の検証及びアンケート調査などから課題を整理し、さらなる子ども・子育て支援の充実を図るため、令和7年度を始期とする「第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。 2 計画の位置づけと期間 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。 また、本計画は「米沢市まちづくり総合計画」「米沢市地域福祉計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることにします。 <u>「子どもの最善の利益」が実現されるこどもまんなか社会を目指す考え方を基本とし、子どもと子育てを取り巻く施策の総合的、一体的な推進を図ります。</u>	第1章 計画策定の経緯 1 計画策定の趣旨 (最終段落) 今般、第2期計画の計画期間が終了することに伴い、第2期計画の検証及びアンケート調査などから課題を整理し、さらなる子ども・子育て支援の充実を図るため、<u>「子どもの最善の利益」が実現されるこどもまんなか社会を目指す考え方を基本とし、令和7年度を始期とする「第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。</u> 2 計画の位置づけと期間 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。 また、本計画は「米沢市まちづくり総合計画」「米沢市地域福祉計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることにし、<u>子どもと子育てを取り巻く施策の総合的、一体的な推進を図ります。</u>